# 第5章 警報及び避難の指示等

# 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、 警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることか ら、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 警報の内容の伝達・通知

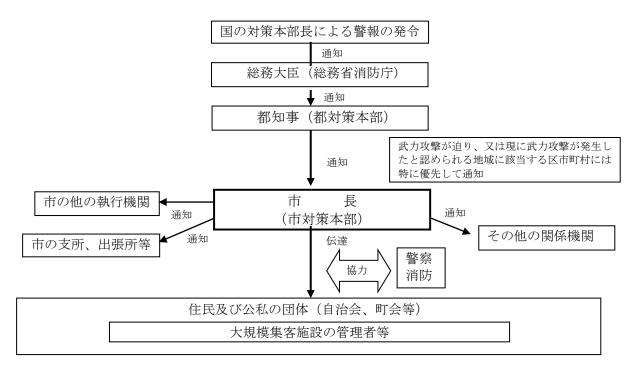
# (1) 警報の内容の伝達等

- ① 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法 (伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体 (消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など) に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力して、市内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達 先へ速やかに警報の内容を伝達する。

### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育 園など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.kiyose.tokyo.jp)、エリアメール等に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



# 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により、市へ伝達される。市長は、J-ALERTと連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領で情報を伝達する。
  - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
    - この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
  - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
    - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、Twitterなどの手段により、周知を図る。
    - イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を 図る。
  - ③ 広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼 などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
  - ※ J-ALERTにより情報が伝達されなかった場合においては、Em-netにより伝達された情報をホームページ等に 掲載する等により周知を図る。
- (2) 市長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁(清瀬消防署)の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。 なお、この場合、消防団は、清瀬消防署と連携して活動する。

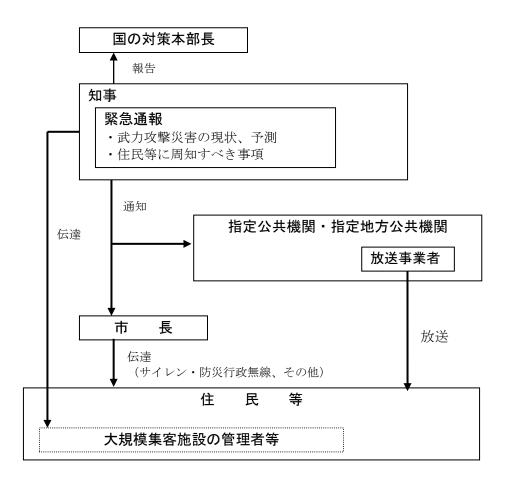
また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した 警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、東村山警察署と緊密な連携を図 る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に 配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者については、福祉・子ども部が 中心となって関係部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行 動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整 備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、 サイレンは使用しない。

# 3 緊急通報の伝達及び通知

知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

### ≪緊急通報の発令の概要≫

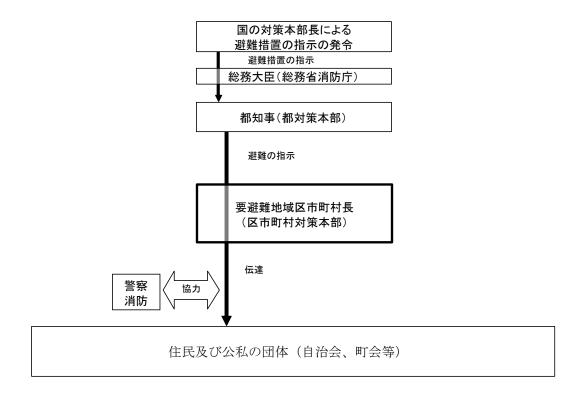


# 第2 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

# 1 避難の指示の伝達

- ① 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



# 2 避難実施要領の策定

# (1) 避難実施要領の策定

① 市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

# 【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ① 避難住民の携行品、服装
- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
  - ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
  - ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
  - ③ 避難住民の概数把握
  - ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
  - ⑥ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者対策班の設置)
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・ 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
  - ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
  - ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
  - ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整(都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

# (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

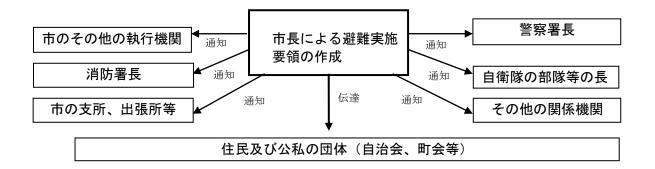
- 市長は、自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路おける利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力 攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国 の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できる よう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連す る情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、清瀬消防署長、東村山警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



# 3 避難住民の誘導

# (1) 市長による避難住民の誘導

① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監(清瀬消防署長)及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、 各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

② なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 東京消防庁(消防署)との連携

市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、東京消防庁(消防署)の協力を得て実施する。

なお、市内の消防団は、清瀬消防署と連携して活動する。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に 対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との 情報共有や活動調整を行う。

# (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

# (6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### (7) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者対策班を 設置し、都の要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護 保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段 の確保を的確に行うものとする。

なお、避難行動要支援者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

### (8) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警察、消防等と共に、避難の指示に従わずに 要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説 明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が 発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (9) 避難所等の運営

市は、原則、市内に所在する避難場所及び避難所を運営する。

なお、避難者の状況に応じて、避難所運営協議会と連携した避難所運営を行うものとする。

# (10) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警察署と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安

# の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

#### (11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

### (13) 都に対する要請等

① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、 都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など 市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導 の補助を要請する。

#### (14) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関 又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

### (15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領(復帰実施要領)を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。